

第1章

5つのステップの内容を中心に整理 収益認識基準の概要と 実務ポイント

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 辻野 幸子

I 収益認識基準の 押さえておきたい基本事項

平成30年3月30日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」（以下、「基準」という）および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針」という）（以下、あわせて「新収益認識基準」という）を公表した。

新収益認識基準は、企業にとつて極めて重要な数値である収益の認識時期および金額に影響を与える可能性がある。仮に、新収益認識基準の適用により収益の認識時期や金額が変更になる場合には、会計・財務報告領域のみならず、業務プロセスや

システム、内部統制等にも影響を及ぼす可能性があり、また、場合によっては、社内の業績管理指標や取引先との契約の見直しが必要になることも考えられる。そのため、当該基準が自社および自社グループに及ぼす影響の内容と程度について早期に把握しておくことが重要である。

本稿では、新収益認識基準の定めのうち、わが国の企業に広く影響が及ぶと考えられる新収益認識基準の基本的な考え方を中心に、一部個別論点も含めて取り上げ、その内容と実務上の留意点について解説する。なお、本文中、意見にわたる部分

は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

「顧客との契約」

新収益認識基準は、「顧客との契約」から生じる収益に適用される。たとえ相手方から現金またはその他の資産を受受する取引であったとしても、「顧客との契約」から生じるものでない場合には、新収益認識基準の適用対象とはならない。そのため、当該取引は、新収益認識基準の適用対象となる「契約」から生じるものであるか、また取引の相手方が「顧客」

であるかに留意する必要がある。

顧客とは「対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者」をいう（基準6項）。取引の相手方が「顧客」であるかは明確である場合も多いと思われるが、たとえば1つの取引に3以上の当事者が関係しているケース等の場合には、企業にとつての顧客が誰であるかの判断が難しいケースも考えられる。このようなケースにおいては、分析結果（すなわち、誰が顧客か）により会計処理が異なる可能性もあるため、慎重な検討が必要となる。

なお、新収益認識基準の適用対象の「契約」であるか否かに関しては、本章の「II」の単位で収益を認識するかを決定する」において解説する。

新収益認識基準における収益認識の基本的な考え方

新収益認識基準においては、収益を認識するための基本的な原則が定められており、当該原則を達成するための5つのステップが設けられている（図表1）。

まず、ステップ1で契約を識別し